

京都市告示第325号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年12月13日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終点
1	上賀茂水0069号	上京区上賀茂津ノ国町6番地の5地先 同町3番地の1地先
2	上賀茂水0071号	上京区上賀茂津ノ国町2番地地先 同町8番地地先

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起点 廃止する終点
1	山田水0088号	西京区山田御道路町27番地地先 同町1番地の1地先
2	山田水0092号	西京区山田御道路町1番地の1地先 同上
3	板橋水0005号	伏見区鍛冶屋町979番地地先 同町983番地地先

(建設局土木管理部道路明示課)